

2025 年 4 月 25 日

各 位

株式会社 タ ガ ヤ ス
保全管理人 弁護士 山本幸治

強制執行にかかる包括的禁止命令に関するお知らせ

2025 年 4 月 25 日付けで大阪地方裁判所より強制執行にかかる包括的禁止命令が発令され、会社更生法第 26 条第 1 項の規定に基づく通知が発せられましたので、その旨お知らせいたします。

同命令により、当社に対する強制執行に着手することは禁止され、既に着手済みの強制執行の手続は全て中止することとなりますので、その旨併せてお伝えいたします。

以上

添付資料

令和 7 年 4 月 25 日付け包括的禁止命令通知書

令和7年4月25日

更生債権者 各位

更生担保権者 各位

公租公課庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 北 川 耀 平



包括的禁止命令通知書

開始前会社株式会社タガヤス（大阪府中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階）に対する当庁令和7年（ミ）第2号会社更生事件について、令和7年4月25日、下記のとおり定められましたので通知します。

記

開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条1項2号に規定する強制執行等及び同条2項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

以 上